

〔平成 29. 1. 20〕
運協 1 - 1

福岡県国民健康保険運営協議会

（県条例・規則）

平成 29 年 1 月 20 日

1. 福岡県国民健康保険運営協議会条例

(設置)

第一条 持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十一号）附則第九条の規定に基づき、同法第四条の規定による改正後の国民健康保険法（昭和三十二年法律第百九十二号）第十一条第一項及び第三項に規定する国民健康保険事業の運営に関する事項を審議するため、福岡県国民健康保険運営協議会（以下「運営協議会」という。）を置く。

(組織)

第二条 運営協議会は、委員十五人で組織する。

(委員)

第三条 委員は、次の各号に掲げる者とし、知事は、当該各号に掲げる人数の委員を委嘱する。

- 一 被保険者を代表する委員 四人
- 二 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 四人
- 三 公益を代表する委員 四人
- 四 被用者保険等保険者を代表する委員 三人

(委員の任期)

第四条 委員の任期は、委嘱の日から平成三十年三月三十一日までとする。

(補則)

第五条 この条例に定めるもののほか、運営協議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

2. 福岡県国民健康保険運営協議会規則

(趣旨)

第一条 この規則は、福岡県国民健康保険運営協議会条例（平成二十八年福岡県条例第四十一号。以下「条例」という。）第五条の規定に基づき、福岡県国民健康保険運営協議会（以下「運営協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第二条 運営協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、条例第三条第三号に掲げる公益を代表する委員として委嘱された委員のうちから、全委員の選挙によって定める。
- 3 会長は、会務を総理し、運営協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第三条 運営協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長になる。

- 2 運営協議会の会議は、条例第三条各号に掲げる委員の各一人以上が出席し、かつ、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 運営協議会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第四条 運営協議会の庶務は、保健医療介護部医療保険課において処理する。

(補則)

第五条 この規則に定めるもののほか、運営協議会の運営に関し必要な事項は、会長が運営協議会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。